

中山喜弘さん、堂々と意見陳述！

中山裁判・第1回口頭弁論

11月19日、名古屋地方裁判所において、亀山運輸区分会・中山喜弘さんの不当配転撤回を求めた裁判の第1回口頭弁論が行われました。

冒頭、中山さんは、会社の不当性を訴え、堂々と意見陳述を行いました。「22年間、安全を第一に無事故で乗務してきた。私は事故を起こしていない。左右の手を使い分ける基本動作は危険であると指摘し、会社もそれを黙認していた。日勤教育中も説明や解説は一切無かった。明確に役員を職場から放逐することによって労働組合組織の弱体化を狙った不当労働行為だ」と力強く主張しました。

一方会社は、弱々しく「人事権は会社にある」と反論しましたが、裁判長から「具体的に反論するように」と一喝される事態となり、まさに怒りに満ちた意見陳述により、会社の不当性が浮き彫りとなりました。

中山さんは、ワンマン列車に乗務中「左側のドアスイッチを右手で扱った」ことを問題にされ「日勤教育」が指定され、試験に合格しないことを理由に「うどん屋」へ配転させられました。しかし、中山さんは事故を発生させたわけでもなく、「教育」を行う必要性などありませんでした。ただ、現場の声を無視した一方的な取扱い変更は、長年の積み重ねで身についた基本動作を無視した危険行為であると指摘し改善を求めていただけのことです。会社の言うことが全て正しいとは限らないことを主張していたのです。

会社は、職場で意見を述べ、ものを言う中山さんを職場から放逐することを目的にしていたのです。「基本動作をしない不良社員」「言うことを聞かない不良社員」のレッテルを貼り不当配転したのです。

私たちは、このような会社を許すことはできません。断固裁判闘争を闘います。次回第2回口頭弁論は、来年1月8日10時から開催されます。



**私は、22年間無事故継続だ！
組合役員狙い撃ち！職場からの放逐を許さないぞ！
何で「日勤教育」「うどん屋」への不当配転なのか！**